

国内募集型企画旅行条件書

観光庁長官登録旅行業第2号
一般社団法人 日本旅行業協会 正会員



☆お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。

☆この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は(株)日本旅行(以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2)旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

(3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

- (1)①当社、②旅行業法で規定された「愛託営業所」(以下①②を併せて「当社ら」といいます。)にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。)に所定の事項を記入の上、下記のお申込金又は旅行代金の額を添えてお申込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。また本項③に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額戻します。

旅行代金の額	申込金(おひとり)
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%以上

ただし、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。またローテーションご利用の場合は異なります。※上表内の「旅行代金」とは第7項③の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

(2)当社らは、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社らに申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内にお申込金の支払いがなされないときは、当社らはお申し込みはなかったものとして取り扱います。

(3)旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、本項①の申込金を受領したときに成立するものとします。ただし、通信契約による旅行契約の成立は、第21項の定めによります。

(4)旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。

(5)本項④の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

6. 団体・グループ契約

ア. 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項②~⑤の規程を適用します。

イ. 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成員」といいます。)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。

ウ. 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

エ. 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

オ. 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. ウエイティングの取扱い

(1)お申込みの段階で、満席、満室その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認した上で、お客様を「ウェイティングのお客様」として登録し、お客様の申し込みを受けられるよう努めます。これを「ウェイティング登録」といいます。この場合でも当社らは申込金相当額を申し受けます。この時点では旅行契約は成立していません。なお、「当社がお申込みを承諾できる旨を通知する前のお客様よりウェイティング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ちいただける期限までに結果としてお申込みを承認できなかった場合」は、当社らは当該申込金相当額を払戻しします。

(2)本項①の場合における、ウェイティング登録にかかるコースの予約成立は、当社らがお客様の申し込みを承諾できる旨の通知を行い、当該通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

(3)お預かりした「申込金相当額」は予約成立となった時点で「申込金」として取扱います。

4. 申込条件

(1)18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合があります。

(2)ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることができます。

(3)健常者としている方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)をお連れの方その他特に配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。

(4)前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれを申し出していくことがあります。

(5)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくなっています。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

(6)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

(7)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件をお付けしてお受け貰うことがあります。

(8)お客様のご都合により旅行の行程から離団される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時の書面による連絡が必要です。

(9)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるのであります。

があると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることができます。

(10)お客様が暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は総会屋その他の反社会的勢力である認められる場合は、ご参加をお断りすることができます。

(11)お客様が当社に対して暴力行為を要求行為、不適な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行った場合はご参加をお断りすることができます。

(12)お客様が風説を流布し、偽証を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることができます。

(13)その他当社らの業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面及び確定書面(最終旅行日程表)

(1)当社は第2項③に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。

(2)本項①の契約書面において旅行日程又は重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降のお申し込みに関しては旅行開始日)までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます。)をお渡しいたします。

(3)第2項③に定める契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わせがあつたときは、確定書面のお渡し前であっても当社らは手配状況についてご説明いたします。

(4)当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項①の契約書面に記載するところによります。ただし、本項②の確定書面(最終旅行日程表)を交付した場合には、当該確定書面に記載するところによります。

6. 旅行代金のお支払い期日

(1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日(以下「基準日」といいます。)よりも前にお支払いいただきます。

(2)基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日の当社らが指定期日までにお支払いいただきます。

7. 旅行代金の適用

(1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方はこども代金となります。

(2)旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。

(3)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、第2項①の「申込金」、第13項①の「取消料」、第14項①の②の「違約料」、および第20項の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

(4)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方はこども代金となります。

(5)旅行代金はパンフレットに表示されています。出発日とご利用人数でご確認ください。

(6)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、第2項①の「申込金」、第13項①の「取消料」、第14項①の②の「違約料」、および第20項の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

(7)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(8)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(9)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(10)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(11)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(12)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(13)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(14)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(15)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(16)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(17)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(18)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(19)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(20)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(21)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(22)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(23)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(24)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(25)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(26)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(27)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(28)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(29)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(30)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(31)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(32)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(33)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(34)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(35)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(36)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(37)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(38)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(39)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(40)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(41)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(42)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(43)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(44)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(45)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(46)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(47)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(48)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(49)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(50)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(51)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(52)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(53)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(54)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(55)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(56)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(57)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(58)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(59)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(60)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(61)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(62)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(63)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(64)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。

(65)「お支払い対象旅行代金」は、募集廣告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」ラブ「追加代金として

14. 当社による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前

①当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。

ア. お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の 参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

イ. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

ウ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

エ. お客様が、契約内容に關する合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

オ. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのばって 13 日目(日帰り旅行にあっては 3 日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

カ. キャンセル料金の目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのそれが極めて大きいとき。

ギ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあると認められるとき。

②お客様が第 6 項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、第 13 項(1)の①に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

③お客様が第 4 項(10)から(12)に該当することが判明したとき。

(2) 旅行開始後

①当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。

ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

イ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、又はこれらの者又は同じ他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となつたとき。

②当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既にご提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだにご提供を受けない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

③当社は、本項(2)のア. の規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様の負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

④お客様が第 4 項(10)から(12)に該当することが判明したとき。

15. 旅行代金の払い戻し

当社は、第 11 項の規定により旅行代金が減額された場合又は第 13 項及び第 14 項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

16. 旅費管理

(1) 当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次に掲げる業務を行ないます。当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。

①お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けるために必要な措置を講じます。ただし、本項(6)の個人旅行プランを除きます。

②本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。

(2) お客様は、旅行開始後旅行終了までの間ににおいて団体で行動していくだけときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指針に従っていただきます。

【添乗員同行プラン】

(3) 添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行し、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行なわせ、その者の連絡先は最終旅行日程表等の確定書面に明示します。

【個人旅行プラン】

(6) 個人旅行プランには添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をご案内前にお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。

17. 当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2) 例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

②運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害

③運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

④官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

⑤自由行動中の事故

⑥食中毒

⑦盗難

⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる

旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

③当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して 14 日以内に当社に対して通知があつたときに限り、お客様 1 名につき 15 万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

18. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社契約の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を利用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

19. 特別補償

(1) 当社は第 17 項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業契約(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外來の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡補償金として 1500 万円、入院見舞金として入院日数により 2 万円～20 万円、通院見舞金として通院日数により 1 万円～5 万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者 1 名につき 15 万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は二つについては、10 万円を限度とします。

(2) 当社が第 17 項(1)の責任を負うに至ったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。

(3) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を收受して実施される小旅行(オプショナルツアー)のうち、当社が実施する募集型企画旅行については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。

(4) ただし、日程において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日ににおいては、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいません。

(5) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のカジノダービング、山岳登はん、ボブレー、リュージュ、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(6) ①次に掲げる事由にによる変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、旅行日程においてお客様が被った損害について補償金が支払われる旨を明示された場合には、この限りではありません。)

②次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払います。(ただし、旅行日程に付随して行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変

イ. 戰乱

ウ. 爆動

エ. 官公署の命令

オ. 航空、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ. 行き交際者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

②第 13 項及び第 14 項での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合には、当社は変更補償金を支払いません。

④当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行につき、旅行代金に 15% を乗じた額をもって限度とします。またお客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が 1,000 円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

⑤当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更による変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当該変更による変更補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

⑥当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供があります。

⑦変更補償金の表

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の客室の変更	1.0	2.0
8 前各号に記載された変更のうち契約書面のツアーカードルールに記載された事項の変更	2.5	5.0
注1:「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいいます。「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。		
注2:確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのが「確定書面」と読み込まれる場合と、確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき 1 件として取り扱います。		
注3:第 3 号又は第 4 号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1 泊につき 1 件として取り扱います。		
注4:第 4 号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。		
注5:第 4 号又は第 6 号もしくは第 7 号に掲げる変更が「1 乗車船等又は 1 台の中で複数乗じた場合」であっても、1 乗車船等又は 1 台の中で複数乗じた場合は、1 件として取り扱います。		
注6:第 8 号に掲げる変更については、第 1 号から第 7 号までを適用せず、第 8 号によります。		

21. 通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けることを条件に、以下の各号に基づき、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段」による旅行のお申し込みを受ける場合があります。(以下「通信契約」といいます。)

①通信契約についても当社「旅行業契約(募集型企画旅行契約の部)」に準拠いたします。

②本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は仮払債務を履行すべき日をいいます。

③通信契約の申し込みに際し、会員は、申し込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

④通信契約による旅行契約は、当社が申し込みを承諾する通知を発し、当該通知がお客様に到達した時に成立します。

⑤通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただく場合があります。

⑥当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けています。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。

⑦インターネット等の IT 関連情報技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に關する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。

⑧会員の通信機器に本項⑦に係る記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録したことを確認します。

22. 個人情報の取扱いについて

(1) 当社は、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、②旅行に關して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、③旅行に關する諸手続のため、④当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続きのため、⑤当社及び当社に提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に關する情報提供のため、⑥旅行参加後のご意見やご感想の取り扱いのため、⑦アブートのお願いのため、⑧特典サービス提供のため、⑨統計資料作成のため、に利用させていただきます。

(2) 本項①、③の規定に従い、お客様の氏名、住所、電話番号、クレジットカード情報、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店、当該クレジットカード会社等に書類又は電子データにより、提出することもあります。また、ご旅行代金を積算する目的で決済システム会社、クレジットカード会社にクレジット番号や決済金額を電子の方法等で提供することがあります。なお、土産物店への個人情報の取り扱いに関する方針等の詳細、当社グループ会社の名称については、当社の店頭又はホームページ(<http://www.nta.co.jp>)のプライバシーポリシーにてご確認をお願いします。

(3) 当社及び当社グループ各社はお客様から書面によってご提供いただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペー等のご案内のために、共同して利用させていただきます。

(4) 当社は、個人情報の取扱いを委託することがあります。

(5) お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止等の請求を行うことができます。問い合わせ窓口は、当社の個人情報の取り扱いに関する方針等の詳細、当社グループ会社の名称については、当社の店頭又はホームページ(<http://www.nta.co.jp>)のプライバシーポリシーにてご確認をお願いします。

(6) お客様は、当社の個人情報の取扱いを委託することがあります。

(7) お客様のご便宜を図るために土産物店にご案内するがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。

(8) 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了解ください。

(9) 現地旅行会社等が実施するオプショナルツアーは旅行保証の対象とはなりません。

(10) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めたときは、必要な措置を講じることができます。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。

(11) お客様のご便宜を図るために土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。

(12) 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了解ください。

(13) 現地旅行会社等が実施するオプショナルツアーは旅行保証の対象とはなりません。

(14) 旅行中に事故等が発生した場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めたときは、必要な措置を講じることができます。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。

(15) お客様が旅行代金算出の基準日は、各パンフレットに記載しています。

24. 募集型企画旅行契約について

本旅行条件書に定めない事項については当社旅行業契約(募集型企画旅行契約の部)によります。

当社の旅行業契約は、当社にご請求ください。

当社旅行業契約は、当社ホームページ(<http://www.nta.co.jp>)からもご覧になれます。

25. ご旅行条件の基準

この旅行条件は、2022 年 4 月 1 日を基準としています。

旅行代金算出の基準日は、各パンフレットに記載しています。